

長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱

昭和55年8月1日
決裁

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 競争入札参加者の資格審査（第3条―第13条）
- 第3章 競争入札参加者の選定（第14条・第15条）
- 第4章 雑則（第16条―第18条）

第1章 総 則 (趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第3条及び第18条の規定に基づき、本市が行う建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務等の委託契約（以下「建設工事等契約」という。）を締結する場合の競争入札に参加する者の資格及び当該資格の審査並びに指名競争入札参加者の選定に係る指名基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント業務 土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負、又は受託を行う業務をいう。
- (3) 地質調査業務 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- (5) 本店 法人における登記簿上の本店（建設工事にあつては、建設業法第5条の規定により提出する建設業の許可申請書にその所在地を記載する主たる営業所）をいう。
- (6) 営業所等 本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいう。
- (7) 地域区分 第5条第1項に規定する競争入札参加資格の認定に当たって、当該競争入札に参加しようとする者について、次のアからエまでに掲げる要件により区分したものをいう。
 - ア 市内業者 市内に営業所等を有する法人（市内に本店を有するものに限る。）であつて、かつ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの又は市内に住民票上の住所を有する個人であつて、市内において営業を営むもの（それぞれ市内における営業年数が1年以上あるものに限る。）
 - (ア) 従業員数の合計のうち市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）における従業員数の占める割合が5割を超える者（従業員数の合計が2人のときは、5割以上である者）

- (イ) 本市を含む3以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に事業所等を有しており、当該市町村の中で、市内の事業所等の従業員数が最も多い者（本市と本市以外の市町村の従業員数が同数で最も多い者を除く。）
- (ウ) 市内の事業所等における従業員数が50人を超える者
- イ 認定市内業者 ア以外の法人で、市内に営業所等を有し、市内の事業所等の従業員数が50人を超えるもの（市内における営業年数が5年以上あるものに限る。）
- ウ 準市内業者 市内に営業所等を有するア以外の法人（市内に本店を有するものに限る。）又は市内に営業所等を有するイ以外の法人であって当該営業所等における従業員数が1人以上であるもの（それぞれ市内における営業年数が1年以上あるものに限る。）
- エ 市外業者 アからウまで以外の法人又は個人

第2章 競争入札参加者の資格審査 (競争入札参加資格)

第3条 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当する者
- (2) 規則第2条第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 本市の市税を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次条第2項、第6条第2項若しくは第8条第1項に規定する申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (7) 建設工事の請負契約については、建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の2第3第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていない者並びに現に建設業を営んでいない者
- (8) 建設工事の請負契約については、前号の経営事項審査において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）に未加入である旨の届出をした者（法令により社会保険の適用除外とされる場合を除く。）
- (9) 建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の委託契約については、営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- (10) 個人住民税の特別徴収を行うべきものにあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(競争入札参加資格の申請)

第4条 本市の建設工事等契約に係る競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格について市長の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、市長が別に定める一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(競争入札参加資格の認定)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、第3条に規定する競争入札参加資格の要件及び第13条に規定する審査基準に基づき審査を行い、当該競争入札参加資格の要件及び審査基準に適合すると認められるときは、競争入札参加資格について、地域区分に応じ、期限を定めて認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、申請者に対し、市長が別に定める一般競争（指名競争）入札参加資格認定通知書（以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の期限は、前条第2項の規定により添付することとされた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の場合にあつては、第1項の規定による認定に係る決算日）から1年7か月を経過する日（以下「更新期限」という。）とする。

（競争入札参加資格の更新）

第6条 前条第1項の規定により競争入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）が、更新期限以後引き続き本市の建設工事等契約に係る競争入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の更新を受けなければならない。

2 前項の競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、更新期限までに申請書に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、更新期限後に競争入札参加資格の申請を行おうとする者は、第12条に規定する有資格業者名簿の登録の有効期間の間に申請をする場合に限り、競争入札参加資格の更新を受けることができる。この場合における更新の申請は、前項を準用する。

4 前条の規定は、第1項又は第3項の更新をする場合について準用する。この場合において、同条中「認定」とあるのは、「更新認定」と読み替えて適用する。

5 この条（第3項を除く。）の規定により更新の申請があつた場合において、更新期限までにその申請に対する更新認定がされないときは、従前の認定は、更新期限後もその更新認定がされるまでの間は、その効力を有する。

（競争入札参加資格の再認定）

第7条 有資格業者は、第5条第1項の規定による認定（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）を受けた後において、次のいずれかに該当する場合は、競争入札参加資格の再認定を受けることができる。

(1) 経営規模等評価の再審査を受けたとき。

(2) 地域区分の変更に係る事実が生じたとき。

2 前項の再認定を受けようとする者は、申請書に別表第2及び別表第3に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、第13条に規定する審査基準に基づき審査を行い、当該審査基準に適合すると認められるときは、競争入札参加資格を再認定するものとする。

4 市長は、前項の規定により再認定したときは、申請者に対し、認定通知書により通知するものとする。

（競争入札参加資格に係る工種等の追加登録）

第8条 有資格業者は、第5条第1項の規定による認定（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）を受けた後において、競争入札参加資格に係る建設工事等契約の種類（以下「工種等」という。）の追加登録を希望する場合は、市長が別に定める一般競争（指名競争）入札参加資格に係る工種（業種）追加登録申請書に別表第4に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、第13条に規定する審査基準に基づき審査を行い、当該審査基準に適合すると認められるときは、工種等の追加登録を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により追加登録したときは、申請者に対し、認定通知書により通知するものとする。

(競争入札参加資格の取消し又は変更)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、競争入札参加資格を取消し、又は認定した事項を変更することができる。

- (1) 競争入札参加資格を有しなくなったとき。
- (2) 不正な手段又は虚偽の申請によって競争入札参加資格の認定を受けたと認められるとき。
- (3) その他競争入札参加資格を取消し、又は認定した事項を変更する必要があると認められるとき。

(競争入札参加資格の変更届)

第10条 有資格業者は、第5条第1項の規定による認定(第6条第4項の規定により準用する場合を含む。)を受けた後において、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者又は受任者(法人にあっては役職名を含む。)
- (4) 電話番号又はファクシミリ番号
- (5) 使用印鑑
- (6) 建設業法に基づく許可又は測量法(昭和24年法律第188号)、建築士法(昭和25年法律第202号)若しくは不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)に基づく登録(競争入札参加資格に係る工種等に限る。)
- (7) 資本・人的関係

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 破産等をしたとき。
- (3) 法人が合併又は分割等をしたとき。
- (4) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき。

(有資格業者名簿の作成及び登録)

第11条 市長は、有資格業者を登載した有資格業者名簿を作成しなければならない。

2 市長は、第5条第1項の規定により競争入札参加資格の認定をしたときは、速やかに有資格業者名簿に登録しなければならない。

3 市長は、第6条第4項の規定による更新認定、第7条の規定による再認定、第8条の規定による工種等の追加登録若しくは第9条の規定による取消し若しくは変更をしたとき又は前条の規定による変更の届出があったときは、有資格業者名簿を訂正しなければならない。

(有資格業者名簿の登録の有効期間)

第12条 前条第2項の規定による登録の有効期間は、第5条第1項の規定による認定に係る有資格業者の決算日から2年とする。この場合において、第6条第4項の規定による更新認定をしたときは、当該有効期間についても更新するものとする。

(審査基準)

第13条 市長は、競争入札参加資格について、別表第5に掲げる経営事項等審査基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

第3章 競争入札参加者の選定 (競争入札の参加)

第14条 競争入札に参加することのできる者は、有資格業者名簿に登載されている者でなければならない。

(指名基準)

第15条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況等を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無及び信用状態
- (2) 工事又は業務の成績及び安全管理の状況
- (3) 当該工事又は当該業務の施工についての技術的適性
- (4) 手持工事又は手持業務の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件

第4章 雑 則

(随意契約の業者選定)

第16条 この要綱は、規則第25条本文の規定により随意契約について準用する。ただし、特殊な技術等を要する建設工事等で、有資格業者名簿に登載されている者以外の者と契約しなければ目的を達成することができないと認められる場合に限り、第14条の規定を準用しないことができる。

(共同企業体の取扱い)

第17条 共同企業体の取扱いについては、この要綱によるほか、長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱（平成9年長崎市告示第59号）に定めるところによる。

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年12月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に、建設業者の経営に関する客観的事項の審査の項目及び基準を定める告示（昭和55年建設省告示第305号）によってなされた競争入札参加者の資格審査は、この要綱による改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱の規定に基づく経営事項審査基準によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和57年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月8日から施行する。ただし、別表第4の表水産農林部の項中「水産課長」を「水産農林管理課長」に改める改正規定は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度受付分の競争入札参加資格申請については、改正後の要綱別表第2号ア中「2年間」を「昭和60年4月1日から昭和61年12月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月11日から施行する。ただし、平成7年度及び平成8年度資格審査申請については、改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱別表第2備考2中「当該年度の競争入札参加資格審査基準日（1月1日）前2年間」とあるのは、「平成5年1月1日から平成6年8月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附 則（平成17年長崎市告示第255号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年12月31日以前の決算日に係る有資格業者名簿の登録の有効期間については、改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第10条中「第5条第1項の規定による認定に係る有資格業者の決算日から2年」とあるのは、「平成17年1月1日から平成18年12月31日まで」と読み替えて適用する。

附 則（平成18年長崎市告示第206号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎市告示第316号）

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則（平成19年長崎市告示第239号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎市告示第562号の2）

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則（平成20年長崎市告示第224号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎市告示第190号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条、第18条及び別表第4の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱別表第3のうち次に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定めるところにより適用する。

(1) 技術職員数 平成21年5月1日以降の競争入札参加資格の認定に係る発注者別評価

(2) 建設業労働災害防止協会及び個人住民税特別徴収実施 平成22年4月1日以降の競争入札参加資格の認定に係る発注者別評価

附 則（平成23年長崎市告示第567号）

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎市告示第605号）

（施行期日等）

1 この要綱は、平成23年9月20日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第5条の改正規定及び第16条の改正規定は、告示の日から施行する。

2 改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（以下「要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以降に受理した競争入札参加資格の認定又は更新に係る申請から適用し、同日前に受理した当該申請については、なお従前の例による。

（エコアクション21の認証・登録又は一般事業主行動計画の策定に係る申請の特例）

- 3 改正前の要綱第6条第3項において準用する改正前の要綱第5条第1項の規定による競争入札参加資格の認定を受けている者で、エコアクション21の認証・登録をされているもの又は一般事業主行動計画を策定したものは、改正後の要綱第6条第2項に規定する競争入札参加資格の更新に係る申請をする前であっても、エコアクション21の認証・登録をされ、又は一般事業主行動計画を策定したことを証する書類を提出し、改正後の要綱第11条第1項に規定する経営事項等審査基準による審査を受けることができる。

附 則（平成25年長崎市告示第503号）

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則（平成25年長崎市告示第847号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（競争入札参加資格の認定を受けている者の特例）

- 2 この要綱施行の際現に改正前の第5条第1項の規定により競争入札参加資格の認定を受けている者であって、本市に本店を有するもののうち、市長が別に定める期間に障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類又は消防団協力事業所の認定証若しくは認定継続に係る通知を提出した者については、改正後の第11条第1項に規定する経営事項等審査基準に基づく審査を行い、適合と認められるときは、改正後の別表第3に基づき評価を行い加点する。この場合において、同表中「申請日の属する月の前月末日以前1年間」とあるのは、「申請日以前1年間」とする。

附 則（平成26年長崎市告示第350号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に第5条第1項の規定による競争入札参加資格の認定を受けている者であって、改正後の第3条第8号の規定に該当するものについては、同号の経営事項審査以後に社会保険に加入した旨の届出をし、その確認を受けるまでの間、建設工事の請負に係る競争入札に参加することができないものとする。

附 則（平成28年3月10日長崎市告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月4日長崎市告示第217号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年9月19日長崎市告示第730号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月3日長崎市告示第770号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年7月31日長崎市告示第486号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日長崎市告示第571号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月30日長崎市告示第646号）

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日長崎市告示第822号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年6月24日長崎市告示第392号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年10月8日長崎市告示第561号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日長崎市告示第148号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第3条第10号の競争入札参加資格及び第2条の規定による改正後の長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第3条第7号の競争入札参加資格は、令和3年4月5日以降の認定から適用する。

3 長崎市建設工事等競争入札参加資格者の資格審査及び選定要綱における有資格業者及び長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱における有資格者で、令和3年3月31日以前に認定されたものにあつては、その有効期限の末日又は令和4年3月31日のうち先に到来する日までその効力を有するものとする。

附 則（令和3年9月7日長崎市告示第586号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日長崎市告示第173号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日長崎市告示第202号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	建設工事の場合	建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の場合
1	建設業法に基づく許可を受けていることを証明する書類	測量法、建築士法又は不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録をしていることを証明する書類（登録業種に限る。）
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	
3	委任状（必要な場合のみ）	委任状（必要な場合のみ）
4	使用印鑑届	使用印鑑届
5	登記事項証明書（法人のみ）	登記事項証明書（法人のみ）
6	代表者の身元証明書及び後見登記等に関する法律の規定による登記されていないことの証明書（個人のみ）	代表者の身元証明書及び後見登記等に関する法律の規定による登記されていないことの証明書（個人のみ）
7	長崎市の市税を滞納していない旨の証明書（本市に本店又は事業所等を有する業者のみ）	長崎市の市税を滞納していない旨の証明書（本市に本店又は事業所等を有する業者のみ）
8	消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書	消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書
9	工事の実績を証明する書類（該当する場合のみ）	業務の実績を証明する書類（該当する場合のみ）
10	技術職員名簿（市内業者又は認定市内業者のみ）	技術者経歴書
11		測量、建設コンサルタント等実績調書（市内業者又は認定市内業者のみ）
12	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（市外業者を除く。）	
13	建設業労働災害防止協会加入証明書（本市業者で該当する場合のみ）	
14	エコアクション21認証・登録証（市内業者で該当する場合のみ）	
15	一般事業主行動計画策定・変更届（市内業者で該当する場合のみ）	
16	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品等の調達を証する書類（市内業者で該当する場合のみ）	

17	長崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成21年4月1日施行）第2条第2号に規定する消防団協力事業所（以下「消防団協力事業所」という。）の認定証又は認定継続に係る通知（市内業者で該当する場合のみ）	
18	従業員数を証する書類（市外業者を除く。）	従業員数を証する書類（市外業者を除く。）
19	5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者のみ）	5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者のみ）
20	住所を証する書類（市内業者の個人のみ）	住所を証する書類（市内業者の個人のみ）
21	1年以上市内で営業を継続していることを証する書類（市内業者又は準市内業者のみ）	1年以上市内で営業を継続していることを証する書類（市内業者又は準市内業者のみ）
22	従業員等の個人市民税・個人県民税の特別徴収（以下「特別徴収」という。）の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者のみ）	特別徴収の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者のみ）

別表第2（第6条、第7条関係）

番号	建設工事の場合	建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の場合
1	建設業法に基づく許可を受けていることを証明する書類	測量法、建築士法又は不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録をしていることを証明する書類（登録業種に限る。）
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	
3	長崎市の市税を滞納していない旨の証明書（本市に本店又は事業所等を有する業者のみ）	長崎市の市税を滞納していない旨の証明書（本市に本店又は事業所等を有する業者のみ）
4	消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書	消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書
5	工事の実績を証明する書類（該当する場合のみ）	業務の実績を証明する書類（該当する場合のみ）
6	技術職員名簿（市内業者又は認定市内業者のみ）	技術者経歴書
7		測量、建設コンサルタント等実績調書（市内業者又は認定市内業者のみ）
8	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（市外業者を除く。）	
9	建設業労働災害防止協会加入証明書（市内業者で該当する場合のみ）	
10	エコアクション21認証・登録証（市内業者で該当する場合のみ）	
11	一般事業主行動計画策定・変更届（市内業者で該当する場合のみ）	
12	障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類（市内業者で該当する場合のみ）	
13	消防団協力事業所の認定証又は認定継続通知（市内業者で該当する場合のみ）	
14	従業員数を証する書類（市外業者を除く。）	従業員数を証する書類（市外業者を除く。）
15	5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者のみ）	5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者のみ）
16	住所を証する書類（市内業者の個人のみ）	住所を証する書類（市内業者の個人のみ）
17	特別徴収の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者のみ）	特別徴収の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者のみ）

別表第3（第7条関係）

番号	建設工事の場合	建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務の場合
1	地域区分の変更に係る事実を確認できる書類（地域区分の変更による申請の場合のみ）	地域区分の変更に係る事実を確認できる書類（地域区分の変更による申請の場合のみ）

別表第4（第8条関係）

番号	建設工事の場合	建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務の場合
1	建設業法に基づく許可を受けていることを証明する書類	測量法、建築士法又は不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録をしていることを証明する書類（登録業種に限る。）
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	管理技術者となり得る資格者一覧表（市内業者又は認定市内業者のみ）
3	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（市外業者を除く。）	

事項名	審査方法				
客観的事項	建設業法第27条の23第2項の経営事項審査による。				
発注者別評価	工事成績	工事成績 平均点	69点以下	70点以上 75点以下	76点以上
		付加点	70点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）	0点	75点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）。この場合において、付加点の上限値は、客観的事項による評点に0.15を乗じた点数までとする。
	指名停止	決算日前2年間に於いて、指名停止を受けた者は、指名停止期間の月数（1月に満たない場合は切上げ）に0.02を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）を100点を限度に減ずる。			
	優秀工事表彰	決算日前1年間に於いて、優秀工事表彰を受けた者は、表彰を受けた建設工事の契約の種類に対して30点を加える。			
	技術職員数	希望する建設工事の契約の種類ごとに、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第一の三に規定する技術職員の数に次に掲げる点数を乗じ、それらを合算した点数を80点を限度に加える。 (1) 1級監理受講者 6点 (2) 1級技術者 5点 (3) 監理技術者補佐 4点 (4) 基幹技能者等 3点 (5) 2級技術者等 2点 (6) その他の技術者 1点			
	障害者雇用	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしている者に対して20点を加える。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務がある者 同法に基づく障害者雇用率を達成していること。 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない者 1年間以上継続して雇用している障害者を1人以上雇用していること。			
	建設業労働災害防止協会	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して5点を加える。			
	エコアクション21	エコアクション21の認証・登録がされている者に対して5点を加える。			
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加える。			
	障害者就労施設等からの物品等調達	申請日の属する月の前月末日以前1年間に於いて、市内の障害者就労施設等から20万円以上の物品等を調達した者に対して5点を加える。			
消防団活動への協力	従業員が消防団員として2人以上入団している事業所で、消防団協力事業所として認定を受けているものに対して10点を加える。				

留意事項

- 希望する建設工事の契約の種類ごとに客観的事項及び発注者別評価の審査を行い、客観点及び発注者別評価点を算定し、それらの点数を合算した数値を総合数値として業者の認定、更新認定、再認定及び工種の追加登録を行う。
- 工事成績における評定対象工事は、請負代金額が130万円を超えるものとし、建設工事の契約の種類ごとに、決算日前2年間に於ける工事成績の平均点（小数点以下四捨五入）により算定する。
- 優秀工事表彰、技術職員数、障害者雇用、建設業労働災害防止協会、エコアクション21、一般事業主行動計画、障害者就労施設等からの物品等調達及び消防団活動への協力に係る発注者別評価の審査は、市内業者についてのみ行う。